

災害対応マニュアル



平成27年9月

宮城県議会

【目次】

「災害対応マニュアル」について	1
マニュアルの特徴・災害時の対応におけるポイント	2
災害時における議会及び議員活動の全体フロー	3

第1章 災害時の議会活動について

1 災害の発災時・発災直後

会期中の場合

(1) 本会議開会中	4
(2) 会期中夜間・休会中	6
(3) 委員会開催中（会期中）	8

閉会中の場合

(4) 閉会中	10
(5) 委員会開催中（閉会中）	12

2 発災直後から議会としての対応の決定まで	14
3 議会としての対応の決定以後	18
4 災害発生への備えなど（連絡手段の確保等）	19

第2章 災害時の議員活動の規範について

1 災害の発災時・発災直後	21
2 発災直後から議会としての対応の決定まで	22
3 議会としての対応の決定以後	23

「災害対応マニュアル」について

宮城県議会では、平成 19 年 11 月、当時発生が確実視されていた宮城県沖地震に備え、各会派代表者会議で「大規模地震発生時の県議会の対応について」とする申し合わせを行っていたが、その後、平成 23 年の東日本大震災への対応を踏まえ、平成 25 年 6 月に一部改正を行っている。

しかしながら、この東日本大震災発災時の県議会の対応について再検証した上で、大規模災害等が発生した場合における県議会のあり方について改めて検討を行う必要性が示され、平成 26 年度に議会改革推進会議において、その成果を「宮城県議会震災記録誌」として取りまとめたところである。

記録誌作成の過程で、改めて東日本大震災発生時から 3 年間の議会及び議員活動を振り返ると、様々な反省点が浮き彫りになった。これらの反省点を踏まえ、記録誌においては、5 つの事項について提言を行っている。その中の 1 つとして、あらかじめ、災害時における議員活動の規範化を含め、県議会における総合的なマニュアルを作成すべきであるとの提言がなされている。

本マニュアルは、この提言の趣旨を踏まえ、平成 26 年 12 月から議会改革推進会議において、現行の「申し合わせ」を包含する災害時の総合的な対応マニュアルとして検討してきたものであり、平成 27 年 9 月 29 日に各会派代表者会議で決定し、作成したものである。

マニュアルの特徴

- このマニュアルは、災害が発生した場合の議会の対応について、地震の発生時の対応を基本として作成した。台風等による大規模な災害の発生が予想される場合又は地震以外の大規模災害が発生した場合の対応に関しては、このマニュアルに準じて対応するものとする。
- 第1章においては、災害時の議会活動について、「発災時・発災直後」、「議会としての対応の決定まで」、「議会としての対応の決定以後」の3段階に分けて整理した。また、「発災時・発災直後」の議会の対応については、会期中と閉会中に分けて整理した。
- 第2章においては、災害時の議員活動における基本原則を明らかにするとともに、第1章と同様、「発災時・発災直後」、「議会としての対応の決定まで」、「議会としての対応の決定以後」に分けて整理した。

■災害時の対応におけるポイント

(各会派代表者会議の自動招集)

- 1 県内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として地震発生の翌々日の午後1時に各会派代表者会議を自動招集することとし、同会議において災害に係る議会活動の方針を決定する。

(県災害対策本部との情報共有)

- 2 県執行部に災害対策本部が設置された場合、副議長又は第1会派の代表は、本部会議にオブザーバー参加し、県災害対策本部との情報共有を図る。

(災害時における議員活動の規範の明示)

- 3 災害が発生した場合、各議員は、議会としての対応が決定するまでは、各地域において人命第一を基本とし、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に、被災現場での支援や情報収集等の議員活動を行う。

参考：執行部における配備体制の基準（抜粋）

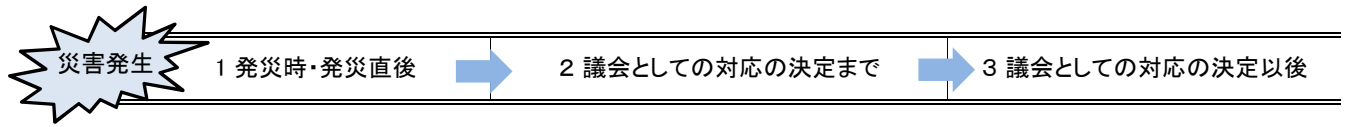
災害対策本部（会議構成：知事（本部長）、副知事、各部局長等）

- ・県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- ・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたとき。

特別警戒本部（会議構成：副知事（本部長）、関係部局長）

- ・本県に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。
- ・県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。
- ・その他特に副知事が必要と認めたとき。

災害時における議会及び議員活動の全体フロー



<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第1章</div> 議会活動	<p>【会期中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全の確保 ・本会議における手続き（延会等） <p>【閉会中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安否等の連絡 <p>〔副議長又は第1会派の代表〕 県災害対策本部への出席（情報収集）</p> <p style="text-align: right;">（4～13ページ参照）</p>	<p>●各会派代表者会議の開催 ※原則：発災の翌々日の午後1時</p> <p>＜協議事項等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等の把握・分析 ・被災地の要望等の集約 ・本会議又は全員協議会の開催時期・運営方法の協議 ・災害に係る特別委員会の設置に関する協議 <p>※必要に応じて複数回開催する。</p> <p style="text-align: right;">（14～17ページ参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会（臨時会）における審議（予算議案の審議、執行部からの専決処分等の報告等） ・全員協議会における協議（執行部からの説明、基本方針等の協議等） ・特別委員会における審査・調査活動 ・国・県等に対する要望・要請活動 ・他県議会などからの支援受入 など <p style="text-align: right;">（18ページ参照）</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者（来庁者）の安全確保、避難誘導 ・議員・職員の安否確認 ・議会庁舎の被害状況の確認、執務場所等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派代表者会議開催のサポート ・各種情報収集、県災害対策本部との連携確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記議会活動のサポート
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2章</div> 議員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と身近にいる人々の安全確保 ・自身の安否等の伝達 <p style="text-align: right;">（21ページ参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・被災現場・避難場所等での支援 ・被災現場・避難場所における被災状況の情報収集 ・災害現場等における災害救急対応等に関する情報収集 ・市町村との連携 ・収集した情報の伝達、支援の要請・調整 など <p style="text-align: right;">（22～23ページ参照）</p>	<p>※議会活動を優先とし、引き続き、地域において活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">（23ページ参照）</p>

備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

第1章 災害時の議会活動について

1 災害の発災時・発災直後

会期中の場合

(1) 本会議開会中

本会議開会中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。

①地震の揺れを感知した場合、議長の判断で、暫時休憩を宣言する。

※緊急地震速報が放送された場合は、議長は、直ちに暫時休憩を宣言する。

②各議員は、身の安全の確保を図る。

〔事務局〕傍聴者等の安全を図る。

③議長・事務局長が協議し、以下について判断する。

対応1 明らかに揺れが軽微である場合は、再開し、議事を継続する。

対応2 揺れが大きかった場合は、以下の対応をとる。



④〔事務局〕本会議場等の安全確認、震度情報等の確認を行う。

⑤災害の程度に応じ、以下のいずれかの対応をとる。

イ 本会議場（議会庁舎）が安全である場合

(イ) 県内で震度4以下の場合で、執行部において緊急の対応を要しない場合

→ 事務局から震度情報等を報告後、議長は本会議を再開し、議事を継続する。

(ロ) 県内で震度5弱以上の場合若しくは本県に大津波警報が発表された場合又はそれ以外の場合で、執行部において緊急の対応を要する場合

→ 議会運営委員会において対応を協議し、議長は本会議を再開の上、延会（場合により休会・会期延長）の手続きをとる。

議会運営委員会委員以外の議員は、今後の対応が決定するまで控室等で待機する。

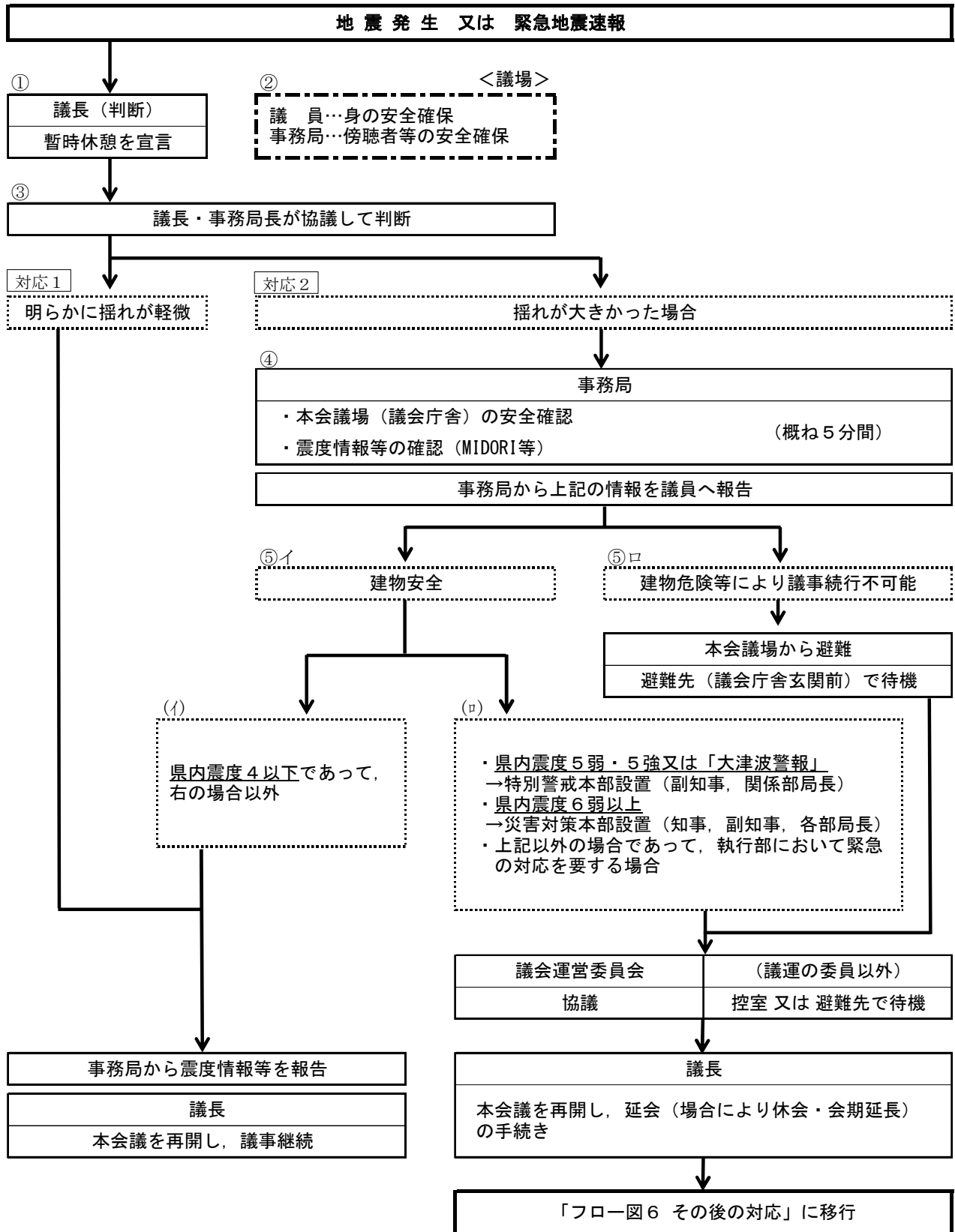
ロ 本会議場（議会庁舎）が安全でない場合

→ 本会議場から直ちに避難する（議会庁舎玄関前集合）。

避難場所（又は代替の場所）において、議会運営委員会において対応を協議し、議長は本会議を再開の上、延会（場合により休会・会期延長）の手続きをとる。

議会運営委員会委員以外の議員は、今後の対応が決定するまで避難場所で待機する。

フロー図1 本会議開会中



備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

(2) 会期中夜間・休会中（ほとんどの議員が庁舎内にいない場合）

会期中の夜間や休会中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。

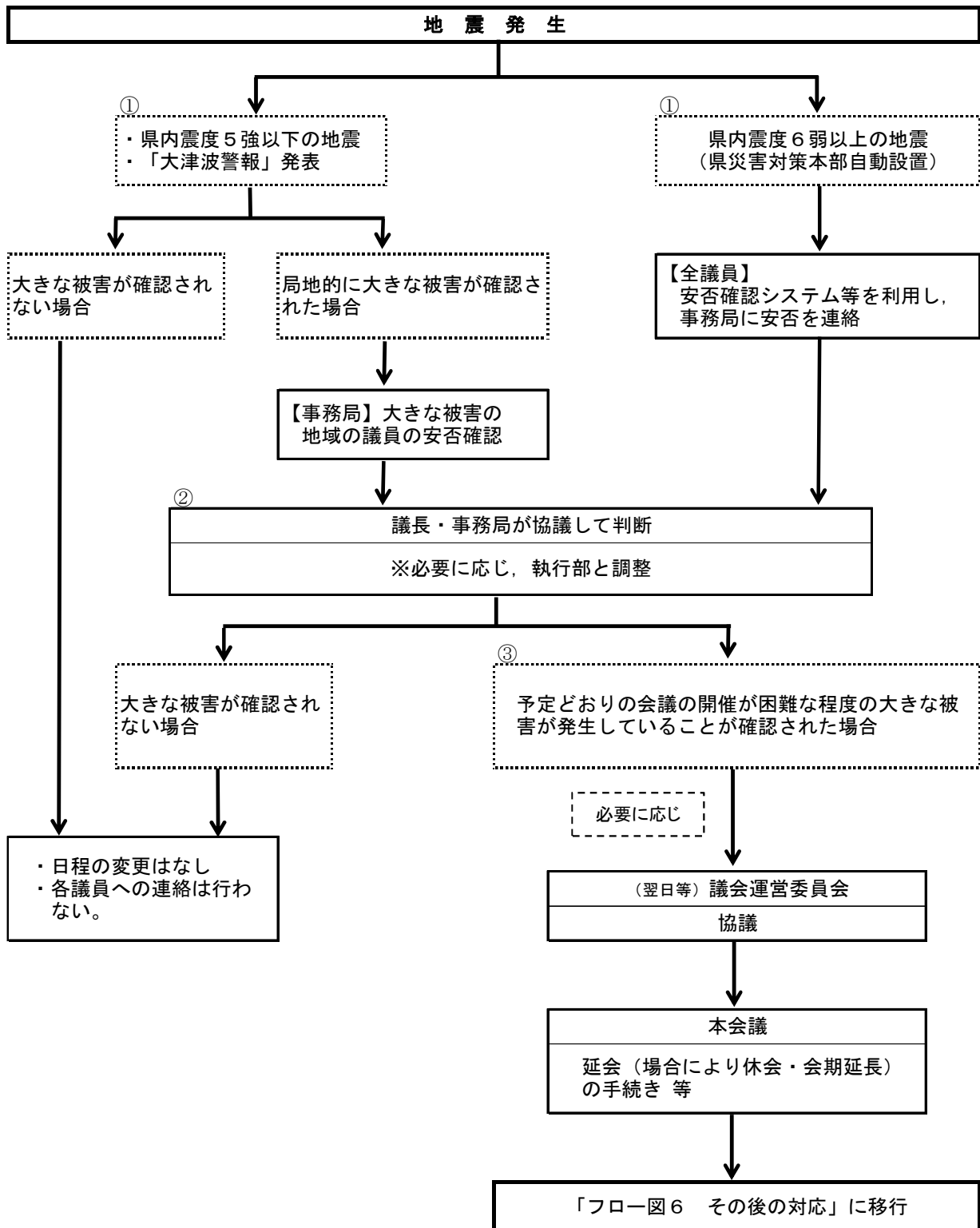
①県内で震度5強以下の地震が発生した場合又は本県に大津波警報が発表された場合で、局地的に大きな被害が確認された場合、事務局は当該地域の議員の安否を確認する。

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、議員は安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

②上記①の場合、議長及び事務局は、予定どおりの会議の開催の可否について、被害の状況や議員の安否状況等を勘案し、場合により執行部と調整し判断する。

③予定どおりの会議の開催が困難な程度の大きな被害が確認された場合は、必要に応じて議会運営委員会において対応を協議し、本会議において延会（場合により休会・会期延長）の手続きをとる。

フロー図2 会期中夜間・休会中 (ほとんどの議員が庁舎内にいない場合)



備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

(3) 委員会開催中（会期中）

会期中の委員会開催中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。

①地震の揺れを感知した場合、委員長の判断で、暫時休憩を宣言する。

※緊急地震速報が放送された場合は、委員長は、直ちに暫時休憩を宣言する。

②各議員は、身の安全の確保を図る。

〔書記〕傍聴者等の安全を図る。

③状況により、次のとおり対応する。

対応1 明らかに揺れが軽微である場合、委員長は、委員会を再開し、議事を継続する。

対応2 揺れが大きかった場合は、以下の対応をとる。



④〔事務局〕議会庁舎の安全確認、震度情報等の確認を行い、各委員会へ連絡する。

⑤災害の程度に応じ、以下のいずれかの対応をとる。

イ 委員会室（議会庁舎）が安全である場合

(イ) 県内で震度4以下の場合で、執行部において緊急の対応を要しない場合

→ 委員長は、委員会を再開し、議事を継続する。

(ロ) 県内で震度5弱以上の場合若しくは本県に大津波警報が発表された場合又はそれ以外の場合で、執行部において緊急の対応を要する場合

→ 委員長は、委員会の散会を宣言する。

ロ 委員会室（議会庁舎）が安全でない場合

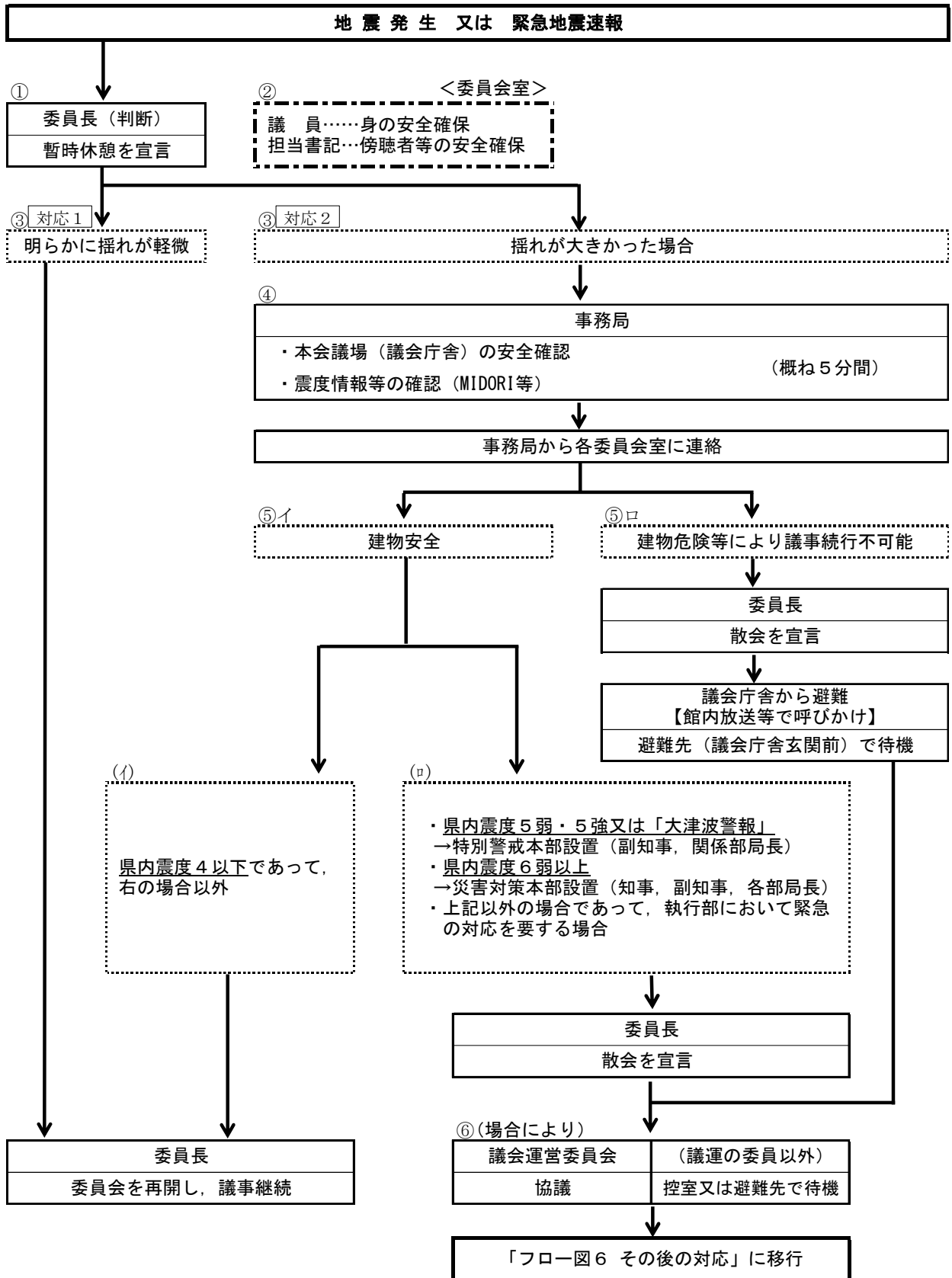
→ 委員長は委員会の散会を宣言する。

全員、委員会室から直ちに避難する。

⑥委員会散会后、場合により議会運営委員会で協議を行う。

また、今後の対応が決定するまで議員は控室又は避難先で待機する。

フロー図3 委員会開催中（会期中）



備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

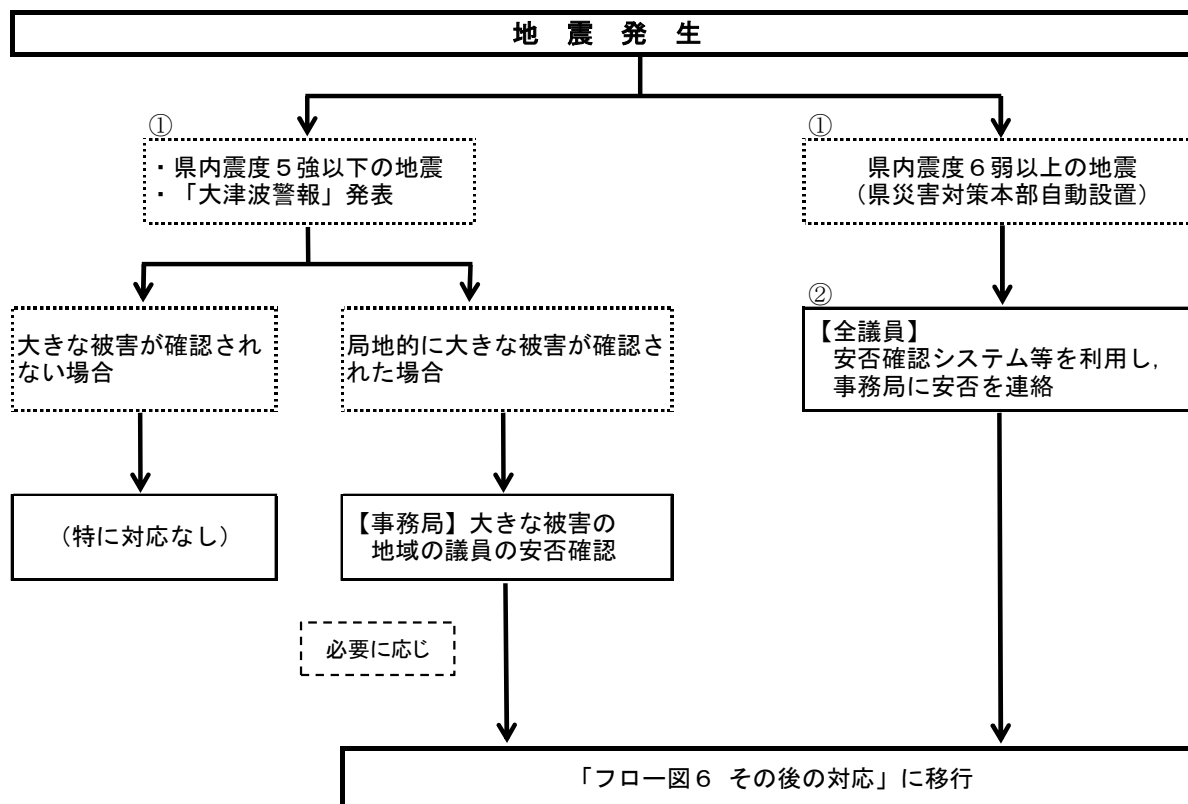
閉会中の場合

(4) 閉会中

閉会中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 県内で震度5強以下の地震が発生した場合又は本県に大津波警報が発表された場合で、局地的に大きな被害が確認された場合、事務局は、当該地域の議員の安否を確認する。
- ② 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、議員は安否確認システム等を利用して事務局に安否を連絡する。

フロー図4 閉会中



備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

(5) 委員会開催中（閉会中）

閉会中の委員会開催中に地震等が発生した場合は、以下のとおり対応する。

①地震の揺れを感知した場合、委員長の判断で、暫時休憩を宣言する。

※緊急地震速報が放送された場合、委員長は、直ちに暫時休憩を宣言する。

②各議員は、身の安全の確保を図る。

〔書記〕傍聴者等の安全を図る。

③状況により、次のとおり対応する。

対応1 明らかに揺れが軽微である場合、委員長は、委員会を再開し、議事を継続する。

対応2 揺れが大きかった場合は、以下の対応をとる。



④〔事務局〕議会庁舎の安全確認、震度情報等の確認を行い、各委員会へ連絡する。

⑤災害の程度に応じ、以下のいずれかの対応をとる。

イ 委員会室（議会庁舎）が安全である場合

(イ) 県内で震度4以下の場合で、執行部において緊急の対応を要しない場合

→ 委員長は、委員会を再開し、議事を継続する。

(ロ) 県内で震度5弱以上の場合若しくは本県に大津波警報が発表された場合又はそれ以外の場合で、執行部において緊急の対応を要する場合

→ 委員長は、委員会の散会を宣言する。

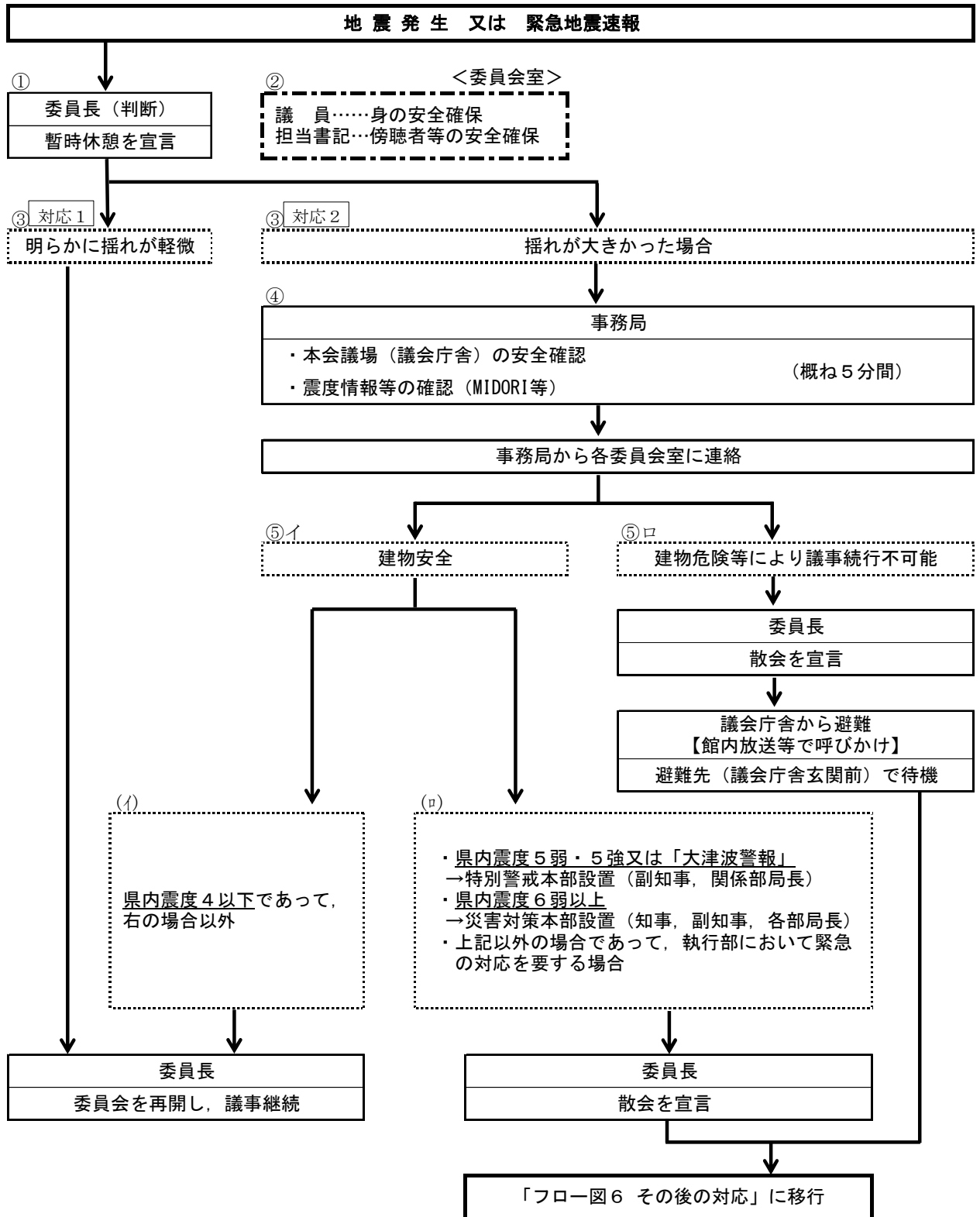
ロ 委員会室（議会庁舎）が安全でない場合

→ 委員長は委員会の散会を宣言する。

全員、委員会室から直ちに避難する。

備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

フロー図5 委員会開催中（閉会中）



2 発災直後から議会としての対応の決定まで

(1) 各議員の対応

「第2章 災害時の議員活動の規範について」に従い行動する。

(2) 事務局の対応

事務局は、県執行部に災害対策本部又は特別警戒本部が設置された場合、事務局内に「県議会災害情報連絡事務局」を設置し、以下の対応をとる。

- イ 庁舎内来訪者等の安全確保，避難誘導
- ロ 議員・職員の安否確認
- ハ 議会庁舎の被害状況の確認，執務場所の確保
- ニ 各種情報収集，県災害対策本部等との連携確保

(3) 県災害対策本部への参加

県執行部に災害対策本部が設置された場合，副議長又は第1会派の代表がオブザーバーとして参加し，執行部の対応状況を確認する。

この際，事務局職員が随行する。

(4) 事務局が収集した情報の提供

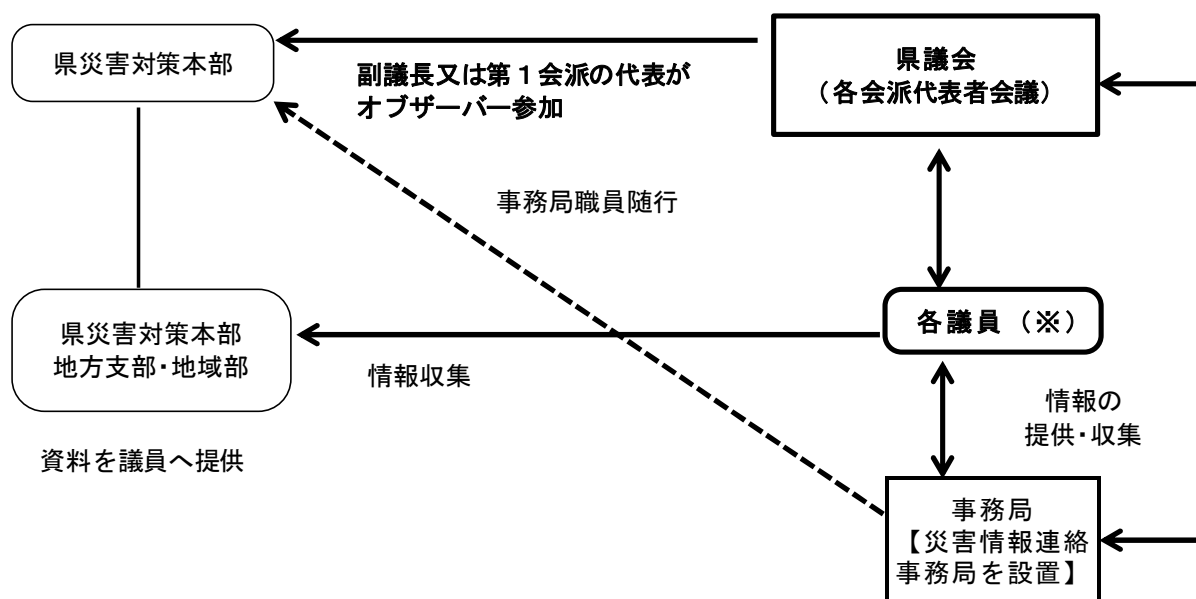
事務局が収集した情報は，事務局において整理し，議員が希望する場合，速やかに資料を提供することができるよう，常備しておくこととする。

さらに，主な情報は各会派控室に提供することとする。

(5) 県災害対策本部地方支部及び地域部における情報提供

県災害対策本部地方支部（地方振興事務所に設置）又は同地域部（地方振興事務所地域事務所に設置）において，議員が希望する場合，地方支部又は地域部の資料を提供することとする。

フロー図 6 (1) その後の対応 (情報収集体制)



※災害時の議員活動における行動規範については、第2章に記載

(6) 各会派代表者会議の開催

当面の災害に係る議会活動についての方針を決定するため、各会派代表者会議において、以下のとおり対応する。

イ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

① 地震発生の日翌日の午後1時に自動的に開催する。

② 事務局は、可能な範囲で各会派代表者会議の構成員への連絡を行う。

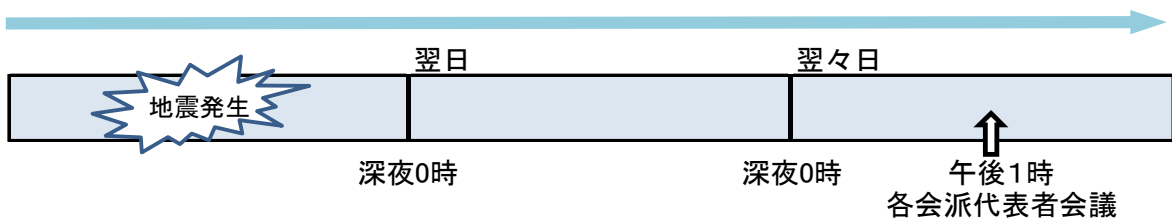
※ 通信状況が良好である場合において、議長が被害状況等を勘案し、各会派代表者会議を開催する必要がないと判断する場合又は開催日時等を変更する必要があると判断する場合 → 会議の構成員へ事務局から連絡する。

ロ 県内で震度5強以下の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合
議長が被害状況等を勘案し各会派代表者会議開催の必要があると判断する場合、開催日時等について、会議の構成員へ事務局から連絡する。

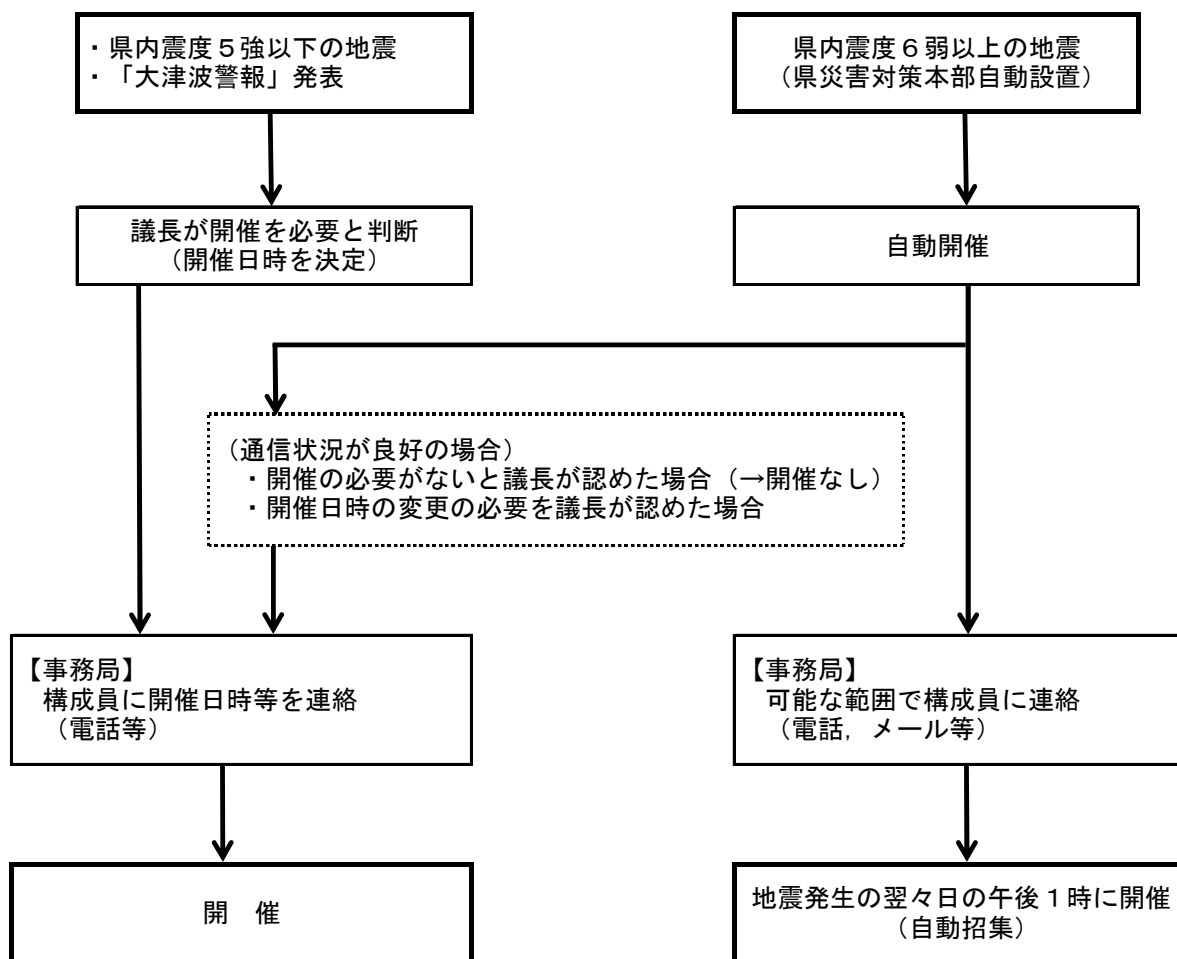
<各会派代表者会議における協議事項>

- ・被害状況等の把握・分析
 - ・被災地の要望等の集約
 - ・本会議又は全員協議会の開催時期・運営方法の協議（執行部との調整）
 - ・災害に係る特別委員会の設置に関する協議（設置の有無・構成） など
- ※ 状況に応じ複数回の開催もあり得る。

※各会派代表者会議の開催について



フロー図6(2) その後の対応（各会派代表者会議の開催）



備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

3 議会としての対応の決定以後

その後の議会の対応としては、災害の規模や態様により異なるが、想定される対応については概ね以下のとおりである。

- ・ 定例会（臨時会）における審議（予算議案の審議，執行部からの専決処分の報告等）
- ・ 全員協議会における協議（執行部からの説明，基本方針等の協議）
- ・ （特別委員会が設置された場合）
 - 特別委員会における審査・調査活動（被災地・被災市町村等の調査）
- ・ 国・県等に対する要望・要請活動
- ・ 他県議会等からの支接受入（物資・見舞金等） など

備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

4 災害発生への備えなど（連絡手段の確保等）

(1) 安否の報告について（各項目に記載している事項の再掲）

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、各議員は、安否確認システム等を利用して、事務局に自身の安否情報をできるだけ早く連絡するものとする。

また、安否確認システムを利用できない場合、以下の方法により連絡を試みる。

- ・電子メール gikai-anpi@pref.miyagi.jp
- ・電話 022-211-3571
- ・ファクシミリ 022-211-3599

議員からの連絡がない場合、事務局から議員の携帯メール等に連絡し、安否の連絡を行うものとする。

(2) 各議員への連絡

災害時における本会議の開催等に係る連絡については、事務局から携帯メール等使用可能な複数の連絡手段を用い、議員に対して連絡を行う。そのため、各議員は、以下のことを行う。

イ 災害時における本会議の開催等に係る連絡について、可能な限り、議員同士においても会派内や地域内等において情報共有を行う。

ロ 事務局においては、上記のほか、以下の方法を用い、可能な範囲で本会議の開催等について周知を図る。

- ・ホームページ
- ・合同庁舎（地方振興事務所・同地域事務所）等への掲示
- ・ラジオ広報
- ・災害情報共有システム（Lアラート）の活用

<改選時の留意事項>

- ・議員は、メールアドレス等の連絡手段について事務局あて届け出るものとする。変更があった場合も同様に届け出るものとする。

※迷惑メールの防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、ドメインが「@pref.miyagi.jp」からのメールが受信できるように設定する。

備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

(3) 議場が使用不能の場合の代替議場の確保

本会議場が使用できないときは、5階大会議室又は1階第1応接室を使用する。
 なお、議会庁舎の安全が確保できないときは、県行政庁舎の会議室の使用について執行部と協議する。

(4) 緊急通行車両としての指定

正副議長車及び事務局所有の共用車については、緊急通行車両の事前届出を行い、災害時には緊急通行車両確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

議員の私用車を委員会等の調査活動に使用する場合の指定については、宮城県警察において緊急通行車両に該当するか否か個別に判断することとなるので、事務局から速やかに相談を行うものとする。

(5) 事務局マニュアルの整備

このマニュアルを補完するため、事務局職員の対応について記載した「事務局編」を別途整備するものとする。

(6) 平常時における訓練等

災害発生時に迅速かつ適切に対応することができるよう、各議員及び事務局職員は、このマニュアルについての理解を深めるとともに、災害対応に係る訓練を定期的に行うものとする。

備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

第2章 災害時の議員活動の規範について

議員活動における基本原則

- 1 全ての行動は、人命第一を基本とする。
- 2 全ての活動は、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に行うことを基本とする。
- 3 宮城県議会議員の一員であることを鑑み、議員活動においては、議会審議等に活かすため、情報収集等に努める。
- 4 各会派代表者会議の構成員は、各会派代表者会議の会議出席等を優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。
- 5 議会としての活動（本会議、特別委員会における活動等）がある場合は、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

1 災害の発災時・発災直後

①自身と身近にいる人々の安全確保

災害発生時及び発生直後において、自らの安全及び身近な人々の安全を確保するために、瞬時に身を守ると共に避難をすること。

②自身の安否等についての伝達

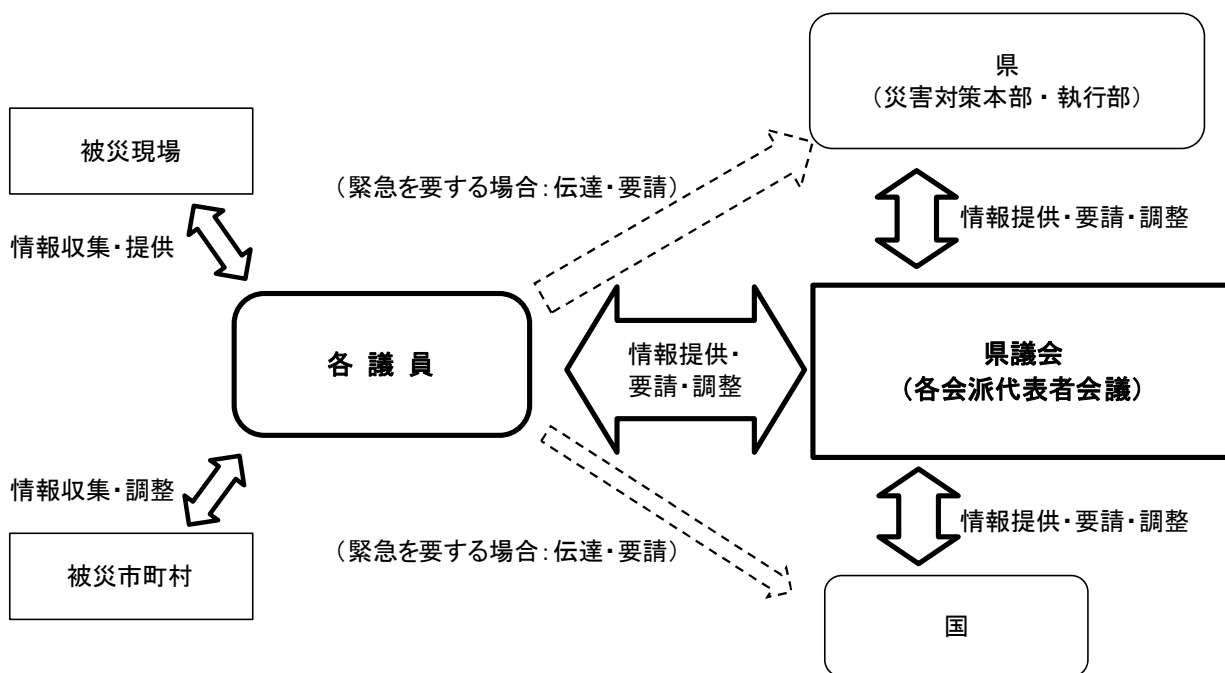
災害発生後できるだけ早く、自身の安否等について、事務局に伝達すること。

備え	直後	対応決定 まで	対応決定 以後
0	1	2	3

2 発災直後から議会としての対応の決定まで

- ①人命救助（災害により人命が危険にさらされていた場合，その人命の救助を行う活動）
- ・災害により人命の危険にさらされている人がある場合，人命第一として自身等の安全を確保しつつ，救助を行うこと。
 - ・救助するに当たり，特別な態勢や専門機材が必要な場合，速やかに関係機関等に連絡をして救助要請を行うこと。
- ②被災現場・避難場所等での支援（被災現場・避難場所等において必要とされる支援を行う行動）
- ・被災現場・避難場所等において，人々が安全を確保し，命を守ることができるよう必要な支援を行うこと。また，そうした支援を必要とする人々に行き渡るよう調整すること。
- ③被災現場・避難場所における被災状況の情報収集（被災現場・避難場所等において必要とされる支援についての情報収集）
- ・被災現場及び避難場所の現状に基づき，必要な支援等について確認をすること。
- ④災害現場等における災害緊急対応等に関する情報収集（災害現場等におけるがけ崩れや水害等の対応等，緊急対応を要する事項について情報収集）
- ⑤市町村との連携（被災市町村が必要とする支援について各方面と調整する活動）
- ・被災市町村の災害対策本部における会議等に必要に応じ参加するとともに，常に市町村災害対策本部の情報等を収集し，県や国等の関係機関との連絡調整を図ること。
- ⑥収集した情報の伝達及び必要とされる支援の要請・調整（収集した情報を適切に被災者や関係機関等に伝達・要請する行動）
- ・把握した被災状況等を必要な相手方（被災者，地元関係機関等）に適宜，的確に伝えること。
 - ・被災現場及び避難場所等において必要とされる支援については，原則として県議会の各会派代表者会議（事務局）を通じて要請すること。ただし，緊急を要する場合や要請内容によってはこの限りではない。
- ⑦その他の活動（その他救助・支援等の必要とされるすべての活動）
- ・その他の人命救助，避難支援等に係るすべての支援についてあらゆる手段を通じて行うこと。

フロー図7 災害時の議員活動における情報伝達



3 議会としての対応の決定以後

議会としての活動がない場合は、「2 発災直後から議会としての対応の決定まで」に掲げる議員活動を地域等において引き続き行う。

災害時における議員自身の安否の連絡先

電子メール gikai-anpi@pref.miyagi.jp

電話 022-211-3571 (総務課総務班)

ファクシミリ 022-211-3599 (総務課総務班)

宮城県議会事務局主要連絡先

総務課 電話：022-211-3571 ファクシミリ：022-211-3599

議事課 電話：022-211-3581 ファクシミリ：022-211-3598

政務調査課 電話：022-211-3591 ファクシミリ：022-211-3598

4階受付 電話：022-211-3515

5階受付 電話：022-211-3526

宮城県合同庁舎連絡先

大河原合同庁舎 電話：0224-53-3111 (代表)

仙台合同庁舎 電話：022-275-9111 (代表)

大崎合同庁舎 電話：0229-91-0701 (代表)

栗原合同庁舎 電話：0228-22-2111 (代表)

石巻合同庁舎 電話：0225-95-1411 (代表)

登米合同庁舎 電話：0220-22-6111 (代表)

気仙沼合同庁舎 電話：0226-24-2121 (代表)

※災害対策本部地方支部（地域部）の担当班は、
各地方振興事務所（地域事務所）総務部総務班となります。